

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
-------------------------	-------

控除する金額の計算			
所得税等の額 ①	円	国税の控除額 ③+④ ⑤	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額 ②-⑤ ⑥	
法人税の控除額 ③		道府県民税の法人税割額 ⑫ ⑦	
地方法人税の控除額 ④		控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬） ⑧	

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額	各道府県ごとに算定した法人税割額	各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額）
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑫	⑬

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書(その2)

事業年度又は 連結事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名
------------------	----------	--------	--------	------------	-----

第七号様式(用紙日本工業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無	政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
-------------------------	-------	---------------------------	-------

控除する金額の計算

所得税等の額 ①	円	控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に	⑥ (イ) 円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		道府県民税の法人税割額 ②①	⑦
法人税の控除額 ③		市町村民税の法人税割額 ②④	⑧
地方法人税の控除額 ④		控除する金額(⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は②②は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は②⑤は下段に)	⑨
国税の控除額 ③+④ ⑤			

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫	従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額(⑬又は⑭のうち少ない額) ⑮
名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外									
小計			⑮				⑮		
特別区			⑮(⑥(イ)-⑮)				⑮(⑥(ロ)-⑮)		
合計			⑮	⑮	⑮		⑮	⑮	⑮

第16号の9様式記載要領

この申告書は、法第222条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第52条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。

1 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。

2 「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。

3 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。

4 「登録(取得・変更・廃車等)年月日」、「初年度検査年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

5 「用途」、「制約」、「管・自区分」、「燃料の種類」、「年用形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

6 「用途」の欄で「07.バス(その他)」、「09.特殊用途自動車」又は「10.その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄に「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。

7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、「居住者等がビル等に入室している場合又は同居人である場合は、下段の枠内に、ビル等の名称のほかには棟号数、室番号又は〇〇棟方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。

なお、「居住者等がビル等に入室している場合又は同居人である場合は、下段の枠内に、ビル等の名称のほかには棟号数、室番号又は〇〇棟方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。

8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ異なる場合、()内には「計」が大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。

10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特殊用途自動車の場合のみ記入すること。

11 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車所有されていた場合にはその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初年度検査年月(初年度検査年月)からの経過年数を記入すること。また、「3.その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。

「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(ハイブリット、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「ハイブリット、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方のみを記入すること。)

なお、**★**は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準70%低減達成車であることを、**★★**は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをい。

Table with columns for vehicle type (e.g., 電気自動車, 軽自動車), year, and percentage of standards met (e.g., 50% or 20% reduction). Includes rows for various models like Prius, Camry, and others.

第3 3号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第447条第1項の規定により軽自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「軽自動車税の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

平成 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください。) -----

平成 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住 所	受付日付印
氏 名	殿

受付団体名	
-------	--